

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申 告 区 分
法 人 名		法 人 番 号		事 業 年 度		令 和 年 月 日 から 令 和 年 月 日 まで	

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓、㉕若しくは㉗	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 併 せ て 行 う 法 人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬	%
差引	⑤-⑥	⑦					非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員 者数	⑭	人
再差引	⑦-⑧	⑨					国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係										法附則第9条第1項関係									
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑭	兆	十億	百万	千	円						
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮						法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑮											
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑯						法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係												
仮計 ⑬+⑮-⑯	⑰						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑰-⑱)	⑲	兆	十億	百万	千	円						
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳						課税標準の特例に係る控除割合	㉑	—				円						
資本準備金の額	㉒						未収金の帳簿価額	㉓											
仮計 ⑳+㉒	㉔						総資産価額	㉕					円						
⑲と㉔のいずれか大きい額	㉖						課税標準の特例に係る控除額 (㉕×㉑)又は(㉕×㉓/㉕)	㉗						兆	十億	百万	千	円	
						法附則第9条第24項又は第26項関係													
						資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓	㉘	兆	十億	百万	千	円				円			
						政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉙												
						法附則第9条第24項又は第26項に係る額 (㉘-㉙)又は(㉘-㉙×1/2)	㉚												

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ㉑×㉒/㉓	㉒						期末の総従業員数	㉒	
差引 ㉑-㉒	㉓						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉔/㉕	㉔						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉕	人
控除額計 ㉒+㉔	㉕						国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉖	

第六号様式別表五の二の三（提出用）

（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

「別紙一の十三」